

平成 2 9 年第 1 回

相楽郡広域事務組合議会臨時会会議録

(平成 2 9 年 5 月 2 6 日)

平成29年第1回相楽郡広域事務組合議会臨時会会議録

○招集年月日 平成29年5月19日（金）

○告示年月日 平成29年5月19日（金）

○招集の場所 大谷処理場 会議室

○開 会 平成29年5月26日（金） 午前9時25分

○閉 会 平成29年5月26日（金） 午前10時25分

○出席議員（14名）

1番	山本和延	2番	尾崎輝雄
3番	西岡政治	4番	酒井弘一
5番	大倉博	6番	小西啓
7番	宮崎睦子	8番	佐々木雅彦
9番	吉岡克弘	10番	杉岡義信
11番	岡田勇	12番	廣尾正男
13番	杉浦正省	14番	高味孝之

○会議録署名議員

1番	山本和延	2番	尾崎輝雄
----	------	----	------

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の氏名

代表理事（精華町長）	木村要	理事（木津川市長）	河井規子
理事（笠置町長）	西村典夫	理事（和束町長）	堀忠雄
理事（南山城村長）	手仲圓容		
会計管理者（精華町会計管理者）	俵谷浩二		

○事務局職員出席者

事務局長	福田全克	主幹	國子慶順
主査	南山新治		

○議 事 日 程

- 第 1 仮議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 副議長の選挙
- 第 5 議席の指定
- 第 6 相楽郡広域事務組合議会運営委員会委員の選任について
- 第 7 同意第 2 号 相楽郡広域事務組合監査委員の選任について

○追加議事日程

- 第 1 議長辞職について
- 第 2 議長の選挙
- 第 3 議席の一部変更

平成29年第1回相楽郡広域事務組合議会臨時会

平成29年5月26日（金）

大谷処理場 会議室

（午前9時25分 開会）

○議長 皆さん、おはようございます。定刻にはまだ時間が早いのですが、全員が揃っておりますので今から始めさせていただきます。

ただ今の出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより、平成29年第1回相楽郡広域事務組合議会臨時会を開会いたします。

平成29年第1回相楽郡広域事務組合議会臨時会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。議員の皆様には、各市町村議会での活動など、公私極めてご多用のなか、ご出席賜り厚くお礼申し上げます。5月も後半となり、そろそろ夏の兆しを感じる日も多くなってまいりました。議員の皆様方には、6月議会を控え、公私きわめてご多用のところ、ご出席賜り、厚くお礼申し上げます。

開会に先立ち、和束町議会におかれましては、去る4月26日に、木津川市議会におかれましては、去る5月15日に議長等の改選があり、また、精華町議会におかれましては、去る5月23日に初議会が開会され、本組合議会議員が新たに選出されました。

初対面の方もありますので、簡単に自己紹介をお願いします。それでは、ただ今の着席順で、山本 和延議員から自席にて順次、自己紹介をお願いいたします。

○山本議員 木津川市議会の山本でございます。よろしくお願いいたします。

○尾崎議員 木津川市議会の尾崎です。よろしくお願いいたします。

○西岡議員 木津川市議会の西岡です。よろしくお願いいたします。

○酒井議員 木津川市議会の酒井です。よろしくお願いいたします。

○大倉議員 笠置町議会の大倉です。よろしくお願いいたします。

○小西議員 和束町議会の小西です。よろしくお願いいたします。

○宮崎議員 精華町議会の宮崎です。よろしくお願いいたします。

○佐々木議員 精華町議会の佐々木です。よろしくお願いいたします。

○吉岡議員 南山城村議会の吉岡です。よろしくお願いいたします。

○高味議員 木津川市議会の高味です。よろしくお願いいたします。

○岡田議員 和束町議会の岡田です。よろしくお願いいたします。

○廣尾議員 南山城町議会の廣尾です。よろしくお願いいたします。

○杉浦議員 精華町議会の杉浦です。よろしくお願いいたします。

○議長 どうもありがとうございました。

最後に、私は笠置町議会選出の杉岡義信でございます。よろしくお願いいたします。以上で自己

紹介を終わります。

続いて、組合理事者等の紹介を事務局からお願いします。

○事務局長 失礼いたします。

続きまして、組合理事者等の紹介を事務局からさせていただきます。

代表理事の木村要精華町長です。

○木村代表理事 どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局長 理事の河井規子木津川市長です。

○河井理事 河井でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局長 同じく理事の西村典夫笠置町長です。

○西村理事 西村でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局長 同じく理事の堀忠雄和束町長です。

○堀理事 堀でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局長 同じく理事の手仲圓容南山城村長です。

○手仲理事 手仲です。よろしくお願いいたします。

○事務局長 会計管理者の俵谷浩二精華町会計管理者です。

○俵谷会計管理者 俵谷でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局長 事務局の國子主幹です。

○國子主幹 國子でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局長 同じく南山主査です。

○南山主査 南山でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局長 最後にわたくし事務局長の福田でございます。

以上で紹介を終わらせていただきます。

○議長 ありがとうございます。

さて、今臨時会に提案されます案件は、監査委員の選任の件であります。慎重なご審議の上、適切妥当な結論が得られますことをお願い申し上げますと共に、円滑なる議会運営にご協力賜りますよう、併せてお願い申し上げ、開会のあいさつとさせていただきます。

それでは、代表理事からあいさつを受けます。

○木村代表理事 議員の皆さん、おはようございます。代表理事の精華町長の木村でございます。開会にあたりまして一言御挨拶を申し上げます。本日は、平成29年第1回相楽郡広域事務組合議会臨時会の招集をさせていただきましたところ、議員の皆さま方におかれましては、6月定例議会を控えまして公私とも、大変御多用の中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

平素は、当組合の運営に何かとご理解、ご協力をいただきまして、この場をお借りいたしまして、厚くお礼を申し上げます。今も杉岡議長から紹介されましたが本議会は、和束町議会と、去る4月26日に、木津川市議会では、去る5月15日に議長等の改選があり、また、精華町議会に

においては、去る5月23日に初議会が開会され、本組合議会議員が選出されましたことにより、新たに組合議会議員となりました皆さま方を迎えての議会となりました。今回、新たに本組合議会の議員となりました議員の皆さま方におかれましては、相楽地域の広域行政の推進にご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。広域事務組合の理事会におきましても、4月の和束町長選挙におかれまして5選を果たされました堀町長さまを引き続き、理事として迎え、相楽地域の広域行政の課題の解決を目指し、それぞれの市町村が最大限の協力をしていくことを確認しているところでございます。これからも、各市町村が連携、協力しながら進めてまいりたいと考えているところでございますので、議員の皆さま方におかれましても、何卒ご理解とご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

それでは、ここで本組合の共同処理事務ごとの平成28年度実績等につきまして報告申し上げます。1点目は、「し尿処理業務」についてでございます。平成28年度の大谷処理場への搬入量は、し尿が、5,912キロリットル、浄化槽汚泥が、8,456キロリットル、合計で、14,368キロリットル、前年度比で、856キロリットル、5.6パーセント減となっており、今後も下水道の普及に伴い減少が見込まれております。また、大谷処理場運転維持管理業務につきましては、平成17年度より、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」いわゆる「合特法」の趣旨を踏まえた措置として、し尿・浄化槽汚泥収集運搬業者で構成されます「京都南部環境事業協同組合」に委託して業務を遂行しているところでございます。平成28年度の施設処理及び運転管理は、大きなトラブルもなく、水質も良好で安定的な運転管理が行われました。さらには、大谷処理場基幹的設備改良工事に向けて、「大谷処理場長寿命化総合計画」を策定いたしました。本計画は、「施設保全計画」と「延命化計画」で構成されております。

なお、今後の延命化工事までのスケジュールは、今年度に循環型社会形成交付金を活用するため、「循環型社会推進地域計画」を策定し、平成30年度に、「生活環境影響調査」と「基幹的設備改良工事の発注仕様書の作成等」の発注手続きを進め、平成31年度から32年度に基幹的設備改良工事を実施する計画としております。

2点目は、「相楽消費生活センター」についてでございます。センターでは、消費生活相談員による相談業務をはじめ、啓発講座の開講や積極的な消費生活出前講座の実施等により、消費者被害の未然防止、自立する消費者の育成に努めているところでございます。平成28年度の相談件数は、575件で、36件、前年度比、5.9パーセントの減となり、相談の傾向といたしましては、インターネット情報サービスをめぐるトラブルが最も多く、リフォーム工事など戸建住宅関係で前年度より16件増加いたしました。また、消費者教育及び啓発事業といたしまして、9月から10月にかけて、消費生活講座を4回開講し、延べ102人の方が参加され、また、悪質商法等に関する意識を高め、消費者被害を防止するため、「消費生活出前講座」を、計12回、233人の方々を対象に実施いたしました。次に、本年度も昨年度に引き続き、各市町村等のイベン

トや消防フェアに本センターのブースを出展させていただき、「消費者クイズの実施」と併せて、本センターのPRを行うとともに、京都府と構成市町村等との共催により、山城地域消費生活リレー講座を7月には、16組42人参加、2月には、18人参加のもと開催いたしました。さらに、2月12日には、「第24回相楽の文化を創るつどい」が、出演者88人、ご来場者約160人の参加のもと開催され、第1部では、京都府との共催で、消費生活講座として、NPO法人発起塾 シニアミュージカル劇団による、振り込め詐欺撲滅ミュージカルを、また、本センター相談員による講座を行いました。第2部は、10団体出演による舞台発表が行われました。

3点目は、「相楽休日応急診療所」についてでございます。平成28年度の受診者数は、818人で、平均しますと1日あたり、11.7人となりました。疾患別では、呼吸器感染症に区分されます風邪の症状が46%、伝染性ウイルスに区分されますインフルエンザ等が30%、消化器感染症に区分されます胃腸炎、腸炎の症状が13%となっております。また、二次後送病院に搬送した患者は、京都山城総合医療センターへ7人であり、うち1人が入院されました。

4点目は、「相楽会館」についてでございます。ご承知のとおり、貸室は大ホールのみで、平成28年度実績は、26件、2,274人の利用でありました。また、相楽会館の今後のあり方につきましては、広域圏幹事会にて協議がなされた結果を踏まえ、理事会においても慎重に審議しました結果、「貸館業務は現状のまま継続するが、照明は舞台を中心に設定されているものであることを利用者にも理解していただくこととし、使用料収入が見込めない中で客席部分の照度を上げる投資はできるだけ避けるということであり、また今後も最小のコストで運営していく。」ことといたしました。

5点目でございますが、特別会計の「ふるさと市町村圏振興事業」では、ホームページにより、本組合が保有します情報の発信をいたしております。また、今後のふるさと市町村圏振興事業のあり方及び基金の運用については、広域圏幹事会にて協議がなされた結果を踏まえ、理事会においても慎重に審議しました結果、「今後とも、基金活用事業を実施していくこととして、具体的な事業内容については、平成29年度に策定する、次期『ふるさと市町村圏計画』に位置付ける」ことを基本として、引き続き、協議を進めていくこととし、基金の運用については、定期預金の期間を、「第2次相楽地区ふるさと市町村圏計画」の期間が満了する平成29年度末までの「1年間」の運用とし、金融機関5行から預金金利見積を徴取した結果、京都やましろ農協に金利0.2%、運用益140万円で預託いたしました。なお、現在、広域圏幹事会において、計画策定など、協議をしているところでございます。

以上が、平成28年度の共同処理事務ごとの実績でございます。

さて、本臨時会にご提案申し上げます議案は、監査委員の選任について、1件でございます。どうぞこの件につきましても御審議のうえ御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ですが、開会に当たりましての挨拶と報告とさせていただきます。

○議長 どうもありがとうございました。

議事日程の報告を申し上げます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1、仮議席の指定を行ないます。

仮議席として、ただいまご着席の議席を指定いたします。

○議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、議長において指名します。

山本和延議員、尾崎輝雄議員を指名します。

○議長 日程第3、会期の決定を議題とします。

おはかりします。本臨時会の会期は、本日1日間とすることで、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日間に決定いたしました。

○議長 日程第4、副議長の選挙を議題とします。

副議長の選挙を行います。

おはかりします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第1項に基づく投票による選挙、同条第2項の規定による指名推選の二つの方法がありますが、指名推選により行いたいと存じます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

おはかりします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

副議長に杉浦正省議員を指名します。

おはかりします。ただ今、議長において指名しました杉浦正省議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、ただ今議長が指名しました杉浦正省議員が副議長に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

副議長の当選承諾とあいさつをお願いします。杉浦正省議員。

○副議長 一言、ご挨拶を申し上げます。

ただ今、ご指名によりまして、副議長という大役を仰せつかりました杉浦でございます。ここ相楽郡広域事務組合につきましては、大谷処理場関係を始め消費生活センター休日応急診療所あるいは、基金の金利の問題等々いろいろございますけれども、いずれにしても相楽広域の問題でございます、その問題の解決ひとつひとつに向けて議長を補佐しながらしっかりと広域議員の皆さん方と解決に向けて努力していきたいとかように思っておりますので、今後ともよろしく願います。簡単ではございますけれども就任に際しましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願います。

○議長 ありがとうございます。

日程第5、議席の指定を行います。

議席は、ただ今ご着席の議席を指定いたします。

○議長 ここで、暫時休憩します。

(暫時休憩)

○副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

地方自治法第106条第1項の規定により、進行させていただきます副議長の杉浦です。

ただ今、議長の杉岡義信議員から、議長の辞職願が提出されました。

おはかりします。

お手元に配付いたしました追加議事日程について、本日の日程に追加し、議題といたしたいと存じます。これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長 異議なしと認めます。

よって、追加議事日程を本日の日程に追加することに決定しました。

追加日程第1、議長辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、杉岡義信議員の退場を求めます。

(杉岡義信議員 退場)

○副議長 それでは、辞職願を事務局長に朗読させます。事務局長。

○事務局長 平成29年5月26日、相楽郡広域事務組合議会 副議長 様、相楽郡広域事務組合議会議長 杉岡義信、辞職願、このたび一身上の都合により議長を辞職したいので許可されるようお願い出ます。

○副議長 おはかりいたします。

杉岡義信議員の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長 異議なしと認めます。

したがって、杉岡義信議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

杉岡義信議員の入場を許可します。

(杉岡義信議員 入場)

○副議長 杉岡義信議員に申し上げます。議長の辞職については、許可することといたしました。

追加日程第2、議長の選挙を行います。

おはかりします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第1項に基づく投票による選挙、同条第2項の規定による指名推選の二つの方法がありますが、指名推選により行いたいと存じます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

おはかりします。

指名の方法につきましては、副議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長 よって、副議長が指名することに決定しました。

議長に、高味孝之議員を指名します。

おはかりします。ただ今、副議長において指名しました高味孝之議員を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長 異議なしと認めます。

よって、ただ今副議長が指名しました高味孝之議員が、議長に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

○副議長 議長の当選承諾とあいさつをお願いします。

○議長 ただ今、議長を仰せつかりました高味でございます。

広域議会の重要性そして連携を深めていくというところを、改めて認識いたしました。スムーズな議会運営そして住民の皆さま方に信頼される議会を目指してまい進していく所存でございますので、皆様方のご協力よろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、就任のあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。

○副議長 ここで、暫時休憩します。

(暫時休憩)

○議長　それでは再開いたします。

追加日程第3、議席の一部変更を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定することになっておりますので議長において議席を指定いたします。

杉岡義信議員の議席を10番に、高味孝之議員の議席を14番に指定します。

○議長　日程第 6、相楽郡広域事務組合議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

議会運営委員会委員の選任については、相楽郡広域事務組合議会委員会条例第1条第2項の規定により、委員の定数は5人とし、各市町村より1人をもって組織することになっております。本日、笠置町議会の大倉議員から委員の辞職願が提出されました。委員会条例第10条第2項の規定により、議長において許可いたしましたので報告いたします。従いまして、現在、南山城村議会の廣尾議員のみが議会運営委員でありますことから、このたび改選がございました木津川市議会、和束町議会、精華町議会の委員並びに笠置町議会の委員を選任するものでございます。

議会運営委員会の委員の選任については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

よって議長が指名することに決定しました。

議会運営委員会の委員に木津川市議会の西岡政治議員、笠置町議会の杉岡義信議員、和束町議会の岡田勇議員、精華町議会の宮崎睦子議員を指名いたします。

○議長　以上のとおり指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

よって、西岡政治議員、杉岡義信議員、岡田勇議員、宮崎睦子議員を議会運営委員に指名することに決定いたしました。それでは、ここで議会運営委員会を開催していただき、正・副委員長の互選をお願いいたします。委員会は隣の事務室で行ってください。

それでは、暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

○議長　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議会運営委員会での正・副委員長の互選の結果を報告いたします。

職員に名簿を配付させます。

(職員名簿 配付)

○議長　別紙名簿にありますとおり、委員長に西岡政治議員、副委員長に宮崎睦子議員が、それぞれ選任されました。

○議長 日程第7、同意第2号、相楽郡広域事務組合監査委員の選任についてを議題とします。

それでは、ここで地方自治法第117条の規定により、岡田勇議員の退席を求めます。

(岡田 勇議員 退席)

○議長 つづきまして、本案について提案者の説明を求めます。

○木村代表理事 それでは、同意第2号の提案説明を申し上げます。

同意第2号、相楽郡広域事務組合監査委員の選任について。

相楽郡広域事務組合監査委員に下記の者を選任したいから、地方自治法第292条において準用する同法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。お名前は、岡田勇さまでございます。住所あるいは生年月日、経歴等につきましては議案書に記載のとおりでございます。

平成29年5月26日提出、相楽郡広域事務組合代表理事

提案理由でございますけれども、議員のうちから選任する監査委員の杉浦正省氏の任期満了に伴いまして、その後任の監査委員として、岡田勇氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。ご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長 ありがとうございます。なおこの案件は、人事案件でもあり、質疑・討論を省略し、採決することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長 異議がありました。

従って、今、酒井議員の方から質疑を行う動議の提出がありました、賛同者がおります。

酒井議員の動議に賛同の方の挙手をお願いします。

○佐々木議員 議長、今のは、質問権のはなしですよ。動議ではないですよ。

○議長 質問の動議が酒井議員から出された。

○佐々木議員 もともと質問権はありますよ。

○議長 この案件につきましては、先ほども申し上げたとおり人事案件でありますので、質問を省略してよろしいですかとそのなかでご異議があったと。

○佐々木議員 質問を省略するというルールはどこにあるのですか。

○議長 議運で決定して報告しております。

○佐々木議員 議運の決定で質問はしないと、させないということですか。

○議長 させないということではなくて、ことばの使い方が違うだけであって。

(「休憩」の声あり)

○議長 暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

○議長 それでは再開いたします。

先ほど、酒井議員から質疑をする動議が提出されました。その動議に賛成の方挙手を認めます。

(賛成者挙手)

○議長 挙手2名であります。よってその動議は成立いたしました。

○議長 みなさんにおはかりします。

今、酒井議員から提出された質疑を行うということについて、賛成の方、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 挙手少数であります。

したがって、酒井議員の動議は否決されました。

議事に戻ります。監査委員の選任について原案のとおり同意することに賛成の方の、挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長 挙手多数であります。よって本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長 岡田勇議員の入場を認めます。

(岡田 勇議員 入場)

○議長 岡田勇議員に申し上げます。監査委員の選任については、原案のとおり同意されました。

以上もちまして本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成29年第1回相楽郡広域事務組合議会臨時会を閉会します。

本日は、長時間にわたり、慎重にご審議を賜り、大変ありがとうございました。本日は、大変ご苦労様でした。

なお、この後、大谷処理場の施設見学を行いますので、ご希望されます議員の皆さまは、御残りください。

(午前10時25分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

相楽郡広域事務組合議会議長 杉岡 義信

相楽郡広域事務組合議会議長 高味 孝之

相楽郡広域事務組合議会副議長 杉浦 正省

会 議 録 署 名 議 員 山本 和延

〃 尾崎 輝雄

